

第5章 災害廃棄物処理計画

第1節 災害廃棄物処理計画の目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や本県にて平成16年に発生した7.13水害、新潟県中越大震災及び今年発生した中越沖地震でも明らかのように、地震や水害による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きくなります。また、がれき等の廃棄物の発生も大量であり、交通の途絶等により災害時に発生したごみは収集・処理を行うことが困難になることが想定されます。

このため、災害（地震・水害等）により発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うために、国、新潟県、本市がそれぞれの役割分担に応じて対応する必要があるとともに、事前に災害に対する対応策を準備しておく必要があります。災害廃棄物の処理を担う本市は、災害時における応急体制の整備、災害発生時における応急対策の準備及び実施が求められています。

環境省は、平成10年10月に廃棄物処理に係る防災体制の整備等について「震災廃棄物対策指針」を、平成17年6月に「水害廃棄物対策指針」をまとめ、これらの指針の内容を踏まえて災害廃棄物の処理に係る防災体制を整備するように通知しています。

したがって、本市では地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として災害廃棄物処理計画を策定します。

第2節 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第1項 災害時緊急体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難となることが想定されます。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図る必要があります。このためには本市においても周辺市町村等との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの処理・処分計画を作成すること等により、あらかじめ災害時における廃棄物処理の応急体制を確保することが必要となります。

したがって、本市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うように努めます。

1. 災害時の相互協力体制の整備

相互協力体制の整備にあたっては、県の廃棄物対策課とも連携しながら、次に示すような協力体制を整えることとします。

① 周辺市町村への協力要請

周辺市町村への協力要請の内容としては、表5-2-1に示すようなものが挙げられます。

表5-2-1 周辺市町村への協力要請内容

協 力 要 請 内 容	
し尿の収集	し尿収集車両 し尿収集人員
し尿の処理	し尿処理施設への搬入許可及び処理委託
生活ごみ等の収集	ごみ収集車両 ごみ収集人員
生活ごみ等の処理	ごみ処理施設への搬入許可及び処理委託
がれき等 粗大ごみの収集	がれき等粗大ごみ収集車両 がれき等粗大ごみ収集人員

② 民間関連団体への協力支援要請

ごみ、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬に携わっている関係団体やレンタル・リース業者等民間の関連団体への協力支援を要請します。民間関連団体への協力支援要請の内容としては表5-2-2に示すようなものが挙げられます。

表5-2-2 民間関連団体への協力支援要請内容

要 請 先	協 力 支 援 要 請 内 容
地元の土木建築業者	道路上の廃棄物の除去支援 仮置場の整地及び必要機材の手配
レンタル・リース業者	仮設便所の手配及び設置・撤去 仮置場に置かれた廃棄物の移動及び積み込み用機材の手配
ごみ、し尿・浄化槽汚泥 の収集運搬関連団体	ごみ、し尿収集車両 ごみ、し尿収集人員

③ 産業廃棄物処理事業者への協力支援要請

一時的に大量の災害廃棄物を処理するために、必要に応じて産業廃棄物処理事業者にも協力支援を要請します。産業廃棄物処理事業者への協力支援要請の内容としては表5-2-3に示すようなものが挙げられます。

表5-2-3 産業廃棄物処理事業者への協力支援要請内容

協 力 要 請 内 容	
生活ごみ等の収集	ごみ収集車両 ごみ収集人員
がれき等 粗大ごみの収集	がれき等粗大ごみ収集車両 がれき等粗大ごみ収集人員
仮置場	がれき等粗大ごみの分別若しくは前処理 がれき等粗大ごみの搬出 がれき等粗大ごみの処理
埋立処理対象廃棄物	産廃処分場での埋立処分

④ ボランティアへの協力要請

災害時には、被災家屋等の片付け、それに伴う廃棄物の搬出などで多くの人員が必要となります。災害廃棄物を迅速かつ円滑に片付けるために、NGOやNPOをはじめとするボランティアへの協力を要請します。

第2項 仮設便所等し尿処理体制の整備

災害時には公共下水道ができなくなることが多く、災害発生後直ちに問題となるし尿処理を被災住民の生活に支障が生じないよう迅速に対処するためには、あらかじめ仮設便所、消毒剤、脱臭剤等の緊急資機材について備蓄を行う必要があります。

しかし、本市単独で大規模災害に対応しうる備蓄を行うことは合理的ではないので、周辺市町村と協力し、広域的な備蓄体制を確保するとともに、仮設便所を備蓄している建設業界やレンタル業界等を把握し、支援協定を締結することにより、緊急時に迅速なし尿処理体制を確保します。

第3項 緊急出動体制及び一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

1. 緊急出動体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、平常時における情報伝達系統が機能しない場合があります。特に停電が長期間続くような場合には、電話による情報伝達が主な情報伝達方法となり、指揮命令系統が十分に機能しないことが想定されます。

また、市職員自身も被災者となるおそれもあるため、必要な職員の体制が確保できず、収集・処理現場において迅速かつ計画的な対応がとれないおそれがあります。

災害発生時において、できる限り迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要となるので、そのための災害廃棄物処理対応組織体制は図5-2-1に示すとおりとします。

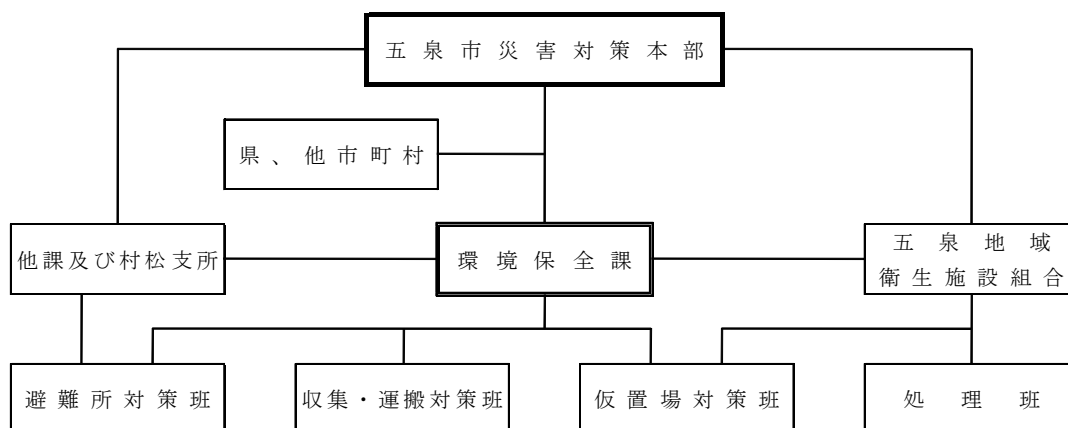


図5-2-1 災害廃棄物処理対応組織図

2. 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

本市のごみ及びし尿・浄化槽汚泥を処理している五泉地域衛生施設組合の廃棄物処理施設が被災した場合に対応するため、補修等に必要な資機材の備蓄について協議するとともに、修復に備え、五泉地域衛生施設組合と当該施設の施工業者等との連絡、協力体制を整えるように要請します。

第4項 災害廃棄物の処理・処分計画の作成等

1. 震災廃棄物

生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保します。

1) 震災廃棄物の収集体制の整備

震災では、道路の損壊、道路上への建物の倒壊による通行の障害、緊急車両・緊急物資車両の走行、被災者の避難等により、被災地内の道路は大渋滞となり、収集運搬車両の運行効率は極端に低下します。

膨大な震災廃棄物を効率的に処理するためには、廃棄物収集運搬車両が円滑に走行できるようにする必要があるが、震災時の混乱により生じる交通渋滞の中で、どのようにして運行効率の低下を招かないようにするかが重要となります。

このため、震災廃棄物の収集運搬計画を作成するにあたっては、次に示す事項について検討し、最適な収集運搬体制となるようにします。

- ① 震災廃棄物収集運搬車両を緊急車両として位置づけます。
- ② 五泉市災害対策本部や警察と連携し、最新の道路情報・交通情報をもとにして効率的な収集運搬ルート及び体制を計画します。
- ③ 必要に応じて緊急的な収集場所の確保を検討します。

2) 震災発生時におけるがれき発生量の推計

震災発生時には、がれきの仮置場の設定、処理・処分計画の作成等の検討をするためにも、がれき発生量の推計が必要となります。

がれきの発生量は次の推計式に基づき推計することとします。

$$\text{がれき発生量 (t)} = (\text{解体棟数} \times 1 \text{棟あたりの平均床面積} \times \text{発生原単位})$$

【備考】

- ・建物の種類は木造、鉄筋（その他建物を含む）、鉄骨の3種類とする。
- ・がれきの種類は可燃物と不燃物とした。
- ・発生原単位は下表のとおりとする。

構造		がれき発生原単位	
		可燃物系 (t/m ²)	不燃物系 (t/m ²)
木造	全壊	0.194	0.502
	半壊	0.097	0.251
鉄筋系建物 (その他建物を含む)	全壊	0.120	0.987
	半壊	0.060	0.494
鉄骨系建物	全壊	0.082	0.630
	半壊	0.041	0.320

出典：震災廃棄物対策指針（厚生省、平成10年10月）

注：焼失は半壊に準ずるものとする。

3) がれきの仮置場の確保と設置計画

震災によりがれき等の粗大ごみが多量に発生した場合は、廃棄物処理施設への搬入が困難になるため、一時的に保管するための仮置場を確保する必要があります。

仮置場を計画するために必要な事項は次のとおりです。

(1) 仮置場の必要面積の推計

仮置き場の必要面積は次式にて推計します。

$$\text{仮置場の必要面積 (m}^2\text{)} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} + \text{作業スペース}$$

【備考】

- ・仮置量 (t) = がれき発生量 (t) - 処理量 (t) の関係にあるが、搬入量と処理量のバランスで設定する。
- ・見かけ比重 可燃物：0.4 t/m³、不燃物：1.1 t/m³ とする。
- ・積み上げ高さは5m以内とする。

(2) 仮置場の設置場所

仮置場は、災害の発生範囲、発生規模等を勘案して適切に配置する必要があります。設置場所の選定にあたっては被災者の避難場所、仮設住宅建設地などの確保を優先的に検討した上で、所有、管理する部署と協議することとします。

なお、設置場所の選定における留意事項及び基本的な考え方は次に示すとおりです。

- ① (1)で推計した必要面積が確保できること
- ② 避難場所として指定されていないこと

- ③ 周辺に避難場所若しくは病院等の公共施設が存在していないこと
- ④ 住宅の密集地ではなく、生活環境の影響を及ぼす可能性が少ない場所であること
- ⑤ 廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行に支障がないこと

4) がれきの処理・処分計画の作成

がれきの発生量を推計した後に、震災時に発生したがれきをどのように分別、中間処理、最終処分をするのか、あらかじめ処理・処分計画を定め、そのために必要な必要となる場所、施設（破砕・選別施設、焼却施設、最終処分場）等を確保する手段について検討する必要があります。

がれきの処理・処分計画を作成するにあたっては、五泉地域衛生施設組合との協議はもちろんのこと、民間の産業廃棄物処理事業者及び廃棄物コンサルタント等有識者の意見等を参考にして作成します。なお、計画を作成するための検討事項は次のとおりです。

- ① がれき発生現場における分別区分
- ② 市内で処理が困難な場合を想定した周辺市町村等の協力体制の確保
- ③ 仮置場、中間処理及び最終処分といった処理手順とその方法
- ④ 仮置場における分別及び集積配置計画

5) 生活ごみの処理計画の作成

本市のごみ及びし尿・浄化槽汚泥を処理している五泉地域衛生施設組合の廃棄物処理施設が被災し、長期間運転不能となった場合は、他市町村にて処理を依頼しなければなりません。

その際は、生活ごみの処理計画を作成することとしますが、作成にあたっては、五泉地域衛生施設組合との協議はもちろんのこと、民間の産業廃棄物処理事業者及び廃棄物コンサルタント等有識者の意見等を参考にして作成します。なお、計画を作成するための検討事項は次のとおりです。

- ① 周辺市町村等の協力体制の確保
- ② 被災地及び避難場所等にて発生した生活ごみの収集運搬計画
- ③ 収集した生活ごみの一時保管場所の確保
- ④ 一時保管場所からの搬出計画

2. 水害廃棄物

水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から水害廃棄物の迅速な処理が要求されます。

したがって、本市は水害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、中間処理及び再資源化計画を作成します。

1) 水害廃棄物発生量の推計

水害廃棄物の発生量を推計することは、仮置場の設置、処理・処分計画の作成を検討するためにも、水害廃棄物発生量の推計が必要となります。

水害廃棄物の発生量は次の推計式に基づき推計することとします。

$$\text{水害廃棄物の発生量 (t)} = \text{被害家屋数} \times \text{発生原単位}$$

【備考】

・発生原単位：2 t/家屋

出典：水害廃棄物対策指針（環境省、平成17年6月）

2) 水害廃棄物の収集・運搬計画

水害発生時には、浸水により通常時の収集・運搬ルート確保が困難となる地域が発生することや収集運搬車両の不足することなどが想定されます。よって、過去の浸水被災例や洪水ハザードマップを参考に、道路状況・交通情報を把握した上で適切な収集方法を検討する必要があります。

水害廃棄物として発生するものとしては、粗大ごみ等、主として畳、ふすま、家具、家電製品等の生活ごみ及び事業所等で保管されている商品・製品等があります。

事業系の水害廃棄物は、原則として産業廃棄物として処理すべきですが、道路や事業所の周辺地域に流出した産業廃棄物については、現地で分別することが困難であるため、一時保管場所にて集積した後に分別し、処理・処分を行う必要があります。

また、水害廃棄物は汚水に浸かったものがほとんどであることから、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から迅速な処理が必要となります。

このため、水害廃棄物の収集運搬計画を作成するにあたっては、次に示す事項について検討し、最適な収集運搬体制となるようにします。

- ① 水害廃棄物収集運搬車両を緊急車両として位置づけます。
- ② 五泉市災害対策本部や警察と連携し、最新の道路情報・交通情報をもとにして効率的な収集運搬ルート及び体制を計画します。

- ③ 必要に応じて緊急的な収集場所の確保を検討します。
- ④ 家具類や水分を含んだ畳等重量のある廃棄物が発生するため、積み込み・積み下ろしには重機等が必要となる場合があります、収集運搬車両として通常使用しているパッカー車よりも平積みダンプ等を使用するほうが効率的であります。したがって、これら必要な資機材を地元の土木建築業者に協力要請することを検討します。
- ⑤ 廃棄物が道路上に排出される場合もあるため、緊急道路に指定されている道路上の廃棄物を優先的に除去する計画とします。

3) 水害廃棄物の仮置場の計画

水害廃棄物の多くが水分を多く含んだ状態で排出され、そのまま処理を行うことは困難であります。また、一時的に大量に排出されるため、通常の体制では処理することも困難であるため、仮置場の設置が必要となります。

仮置場の設置については、基本的に災害の種類によって大きく変わるものではないため、震災時に準じた形で計画するものとしますが、水害廃棄物の特性上次に示す事項についても考慮します。

- ① 震災時より仮置場において重機での分別作業が多くなるので、十分な作業スペースを確保します。
- ② 発火しやすい廃棄物、家庭用ガスボンベやガラス片等危険物が混入している場合がありますので、分別作業時には十分注意させるとともに、消火器等設備の配置や五泉消防署との連携にも留意します。
- ③ 有機物の混入が考えられるので、消毒剤、消臭剤等による腐敗防止に努め、悪臭及び害虫の発生を防止します。特に水分を含んだ畳等は悪臭の発生源になりやすいので優先的に処分していきます。
- ④ 仮置場の環境対策として、粉じん防止用の散水、ごみの飛散防止、騒音・振動防止対策を検討します。

4) 水害廃棄物の処理・処分計画

水害時には、通常時に発生する一般廃棄物と異なる性状の廃棄物が大量に発生すること、土砂などを含んだ大量の埋立処分物が生じることなどから、特別な配慮が必要になると考えますが、水害廃棄物の処理・処分は基本的には平常時と同様とします。

処理・処分にあたっては次の事項に留意し、実施を検討します。

- ① 可燃系廃棄物、特に生活系ごみは腐敗による悪臭・汚水が発生するため、早期に処分します。
- ② 水分を含んだ畳についても悪臭を発生するので優先的に資源化・焼却処分を行うようにします。

- ③ 不燃系廃棄物は、施設・仮置場にて破碎・圧縮等をし、資源化物を選別、不燃残渣を埋立処分します。
- ④ 資源化物や危険物等は、必要に応じて専門業者への処分の委託も検討します。
- ⑤ 家電リサイクル法の対象物やパソコン等平常時に収集しないような廃棄物については、他の廃棄物と分けて回収し、法律に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルします。
- ⑥ 河川の上流から流れてきた流木等についても、腐敗による悪臭の発生等生活環境への影響が生じることも考えられるので、必要に応じて専門業者と協議し、適切に処理することを検討します。

3. 有害廃棄物対策等

アスベストについては、解体、保管、輸送、処分の課程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策（散水の徹底等）をあらかじめ解体業者に周知徹底させます。また、適正処理困難物についても産業廃棄物処理事業者と協議の上、適正な保管方法や処理方法を検討し、実施します。

第5項 住民への啓発・広報

災害発生時に廃棄物の排出方法に対する住民理解を得ることや分別排出を徹底させ、災害廃棄物を円滑に生活圏から除去し、適正かつ速やかに処理するため、市民に対して利用可能なメディアを活用し、できる限り迅速に必要な情報を広報します。

広報媒体としては、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）、広報宣伝車、町内会連絡文書、市ホームページ等を利用して周知徹底を図ります。

情報の発信にあたっては、市民の混乱を避けるため基本的には五泉市災害対策本部の広報から発信するものとし、環境保全課及び五泉地域衛生施設組合等関係部署から個別に発信することは避けます。

また、情報の問い合わせについても、五泉市災害対策本部に一元化し、災害廃棄物の収集、処理・処分に奔走している関係部署への問い合わせを避けるようにします。

広報、周知の内容は次のとおりです。

【ごみ関係】

- ① 収集方法
- ② 収集時期及び収集期間、収集日時
- ③ ごみを排出する集積場所（種類によって集積場所が異なる場合はその種類）
- ④ 解体廃棄物の処理・処分方法（補助金の申請方法も含む）

- ⑤ 生活ごみ等の処理方法
- ⑥ 処理困難物の処理方法
- ⑦ 仮置場の設置場所、集積対象物及び設置期間
- ⑧ 不法投棄、不法放置（便乗ごみ）及び野焼き禁止の徹底

【し尿関係】

- ① 収集方法
- ② 仮設便所の設置状況、設置場所
- ③ 仮設便所の使用上の注意及び維持管理方法等

【その他】

- ① ボランティアの支援依頼方法
- ② 問い合わせ窓口

第3節 災害発生時における災害応急対策

災害が発生したときは、被害の状況を的確に把握するとともに、あらかじめ定めた地域防災計画に基づき、災害廃棄物について、迅速に応急対策を講ずる必要があります。

また、災害発生時に即座に対応することができるように、作業手順を簡単に示した図等を用意しておくことも重要となります。

さらに、災害発生後、時間の経過とともに災害廃棄物対策の重点は変化するため、時期に応じた適切な対応を行うことが重要となります。

災害に伴う廃棄物の処理には、①道路上の廃棄物の除去、②避難所における仮設便所の設置やし尿の処理、③生活ごみ等の処理、④がれき等粗大ごみの処理がある。これらは、それぞれ重点的に対応すべき時期が異なります。概ね応急対策時には①から順に処理が求められることから、計画的、総合的に処理を実施する必要があります。

第1項 被災地の状況把握

災害廃棄物について迅速な対策を講じるためには、災害廃棄物の発生量を推計する必要がありますが、そのためには被害状況等の情報を迅速に収集することが重要となります。また、発生した災害廃棄物を適正に処理するため県、国への情報提供を行い、情報の共有に努めます。収集すべき情報については次のとおりとします。

- ① 災害の発生日時、場所、被害概要、気象情報
- ② 建物被害状況（全壊、半壊、焼失戸数）：主に震災時
- ③ 浸水状況（床上、床下、倒壊戸数）：主に水害時
- ④ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）の被害状況及び復旧見込み時期
- ⑤ 道路、上・下水道等の被害状況
- ⑥ 利用できる施設、機材、車両及び人的資源等
- ⑦ がれき発生量の見込みと処理・処分状況及び仮置場の状況：主に震災時
- ⑧ 水害廃棄物発生量の見込みと処理・処分状況及び仮置場の状況
- ⑨ 避難所等における仮設便所の設置状況と避難所に集まっている避難者数
- ⑩ し尿の収集、処理状況及び受け入れ先
- ⑪ その他必要とする応援内容

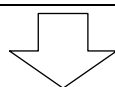
第2項 災害による廃棄物の処理

本市は、あらかじめ定めた五泉地域防災計画に基づき、災害により生じた災害廃棄物の処理を適正に行うものとします。

震災が収まった直後若しくは浸水が解消された直後から、震災廃棄物若しくは水害廃棄物の処理・処分計画にて検討された必要事項について速やかに調査を実施し、必要事項については早急を実施していくものとします。また、本市のみでは災害廃棄物の処理を行うことが困難である場合には、できる限り早い段階で、必要に応じた協力支援要請を行い、処理体制の確保に努めます。

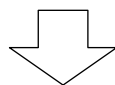
災害廃棄物処理の基本的な実施工程を次に示します。

被災範囲及び一般廃棄物処理施設の被害状況の把握



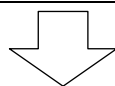
【災害発生直後に行うべきこと】：1日～3日以内

- ・仮設便所の設置状況の把握
- ・ごみ、し尿の収集体制の決定
- ・仮置場の設置場所の決定
- ・仮置場における分別及び集積配置計画の作成



【被害が広範囲な場合に上記項目と並行して行うべきこと】：3日～2週間以内

- ・災害廃棄物発生量の推計
- ・他市町村における協力支援体制の把握
- ・被災地及び避難場所等にて発生した生活ごみの市外搬出計画の作成
- ・仮置場における災害廃棄物の集積状況の把握
- ・仮置場に集積された廃棄物の処理方法の決定



- ・被災した建物から発生するがれき等粗大ごみを集積する仮置場における集積配置計画の作成
- ・解体廃棄物の処理、処分方法の決定

第3項 仮設便所等のし尿処理

し尿処理については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了するものとします。また、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難場所の衛生向上を図ります。

1. し尿収集必要量の推計

災害発生時における仮設便所等からのし尿収集必要量の推計は、被災状況、避難状況を確認して次に示す式にて推計します。

$$\begin{aligned}\text{し尿収集必要量}(\ell) &= \text{災害時し尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ &= (\text{仮設便所使用人数} + \text{非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{1日1人平均排出量}\end{aligned}$$

【備考】

- ・ 仮設便所使用人数は、避難者数及び水洗化区域においてライフライン支障の理由で仮設便所を使用する人数とする。
- ・ 非水洗化区域し尿収集人口とは、非水洗化人口のうちで避難している人数を除いたものとする。
- ・ 1日1人平均排出量：2.17 ℓ/人/日

2. 仮設便所の管理及びし尿の収集・処理

仮設便所の使用については、適正な維持管理方法を知っている人が少ないため、仮設便所が詰まってくみ取り要請が頻繁にくるものの、貯留タンク内にはほとんどたまっていないことが多く見受けられる。

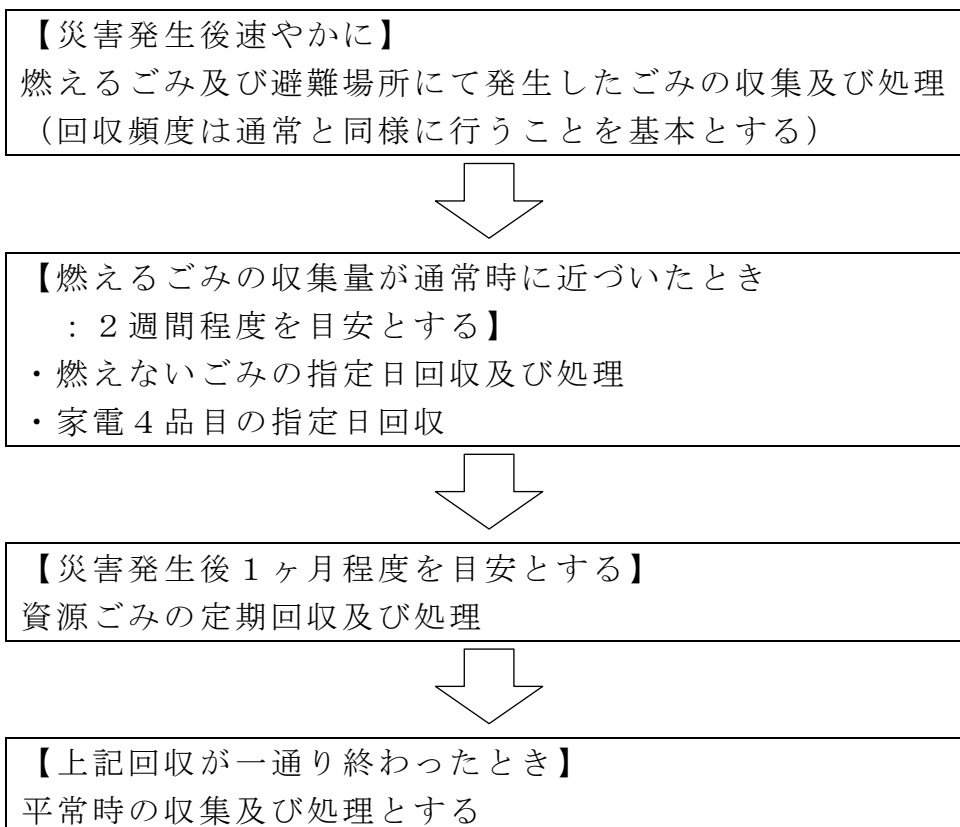
したがって、次に示す事項を勘案して仮設便所を適正管理できるような体制及びし尿の収集・処理体制を構築します。

- ① 仮設便所の設置場所における維持管理責任者の決定
- ② 維持管理責任者に対する仮設便所の適正な維持管理方法の教育
- ③ 仮設便所の衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保
- ④ 他市町村やし尿処理業者等からの応援も含めたし尿収集・処理体制の確保

第4項 生活ごみの処理

災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、災害後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、遅くとも災害発生後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）には収集・運搬を開始しなければならない。

腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から災害廃棄物を迅速に処理するためには、次に示すような順番にて生活ごみの処理を行います。



第5項 がれきの処理

がれきの処理は、がれきの発生量を的確に把握して処理・処分の方法を決定していくとともに、処理の月別進行状況を踏まえながらその処理に長期間を要することが想定されます。

よって、災害によりがれきが大量に発生した場合は、広域的な処理が必要となるため、計画的にがれき処理を行うためには、一時仮置き・集積場所による分別、がれき類の搬出・処理を総合的かつ計画的に行うことができるように、処理・処分事業の進行管理関係者による協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図ることとします。